

規制影響分析書

規制の名称	再発防止計画の提出の求めに係る制度の導入		
担当部局	総務省情報通信政策局放送政策課		
評価実施日	平成19年3月23日		
規制の内容・目的	視聴者保護を図るため、虚偽の説明により事実でない事項を事実であると誤解させるような放送により、国民生活に悪影響を及ぼすおそれ等がある場合、総務大臣は、放送事業者に対し再発防止計画の提出を求めること等ができることとする。		
	根拠条文等：	放送法第53条の8の2、有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律第4条、有線テレビジョン放送法第17条、電気通信役務利用放送法第15条(改正後)	
想定され得る選択肢	◆選択肢1：	現状維持	
	◆選択肢2：	再発防止計画の提出の求めに係る制度の導入	
期待される効果	効果の要素	選択肢1の場合	選択肢2の場合
	事実を曲げた報道の再発防止	・再発防止策の提出を求めることは、可能であるが、行政指導であるため、防止策の内容が必ずしも明確に国民に示されない等の問題がある。	・再発防止計画の提出を求め、これに総務大臣の意見を付した上で公表し、国民の判断を仰ぐこととすることにより、再発防止が期待できる。
想定される負担	負担の要素	選択肢1の場合	選択肢2の場合
	実施に要する負担(行政コスト)	・現状どおり	・法改正を実施するためのコストが発生する。
	実施により生じる負担(遵守コスト)	・現状どおり	・再発防止計画を作成するための事務コストが発生する。
	その他の負担(社会コスト)	—	—
各選択肢間の比較	放送事業者が放送法等の違反をした場合には、従来、総務省の行政指導による再発防止計画の提出の求め等の措置がとられてきたところ。しかし、選択肢1(現状維持)による対応は、当該放送事業者の再発防止には一定の効果が認められるが、その事案に対する視聴者への説明責任の履行や放送に対する信頼回復の点で一定の限界があった。このため、国民生活に悪影響を及ぼす場合等には、再発防止計画の提出を法律に基づき透明な形で求め、その計画を総務大臣の意見とともに公表することにより、国民の判断を仰ぐこととする。再発防止計画提出の求めが制度上位置づけられることにより、放送事業者には、従来の行政指導の場合以上に真摯な対応が期待されることとなる。		
備考			